

## 請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	平成31年2月6日 第26号
件名	精神障がい者の交通運賃割引制度について国会審議 を行うことを要望する請願
請願者	文京区小石川五丁目22番4-301号 前山栄江 外1名
紹介議員	市村やすとし 藤原美佐子 若井宣一 前田くにひろ 板倉美千代
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	厚生委員会

## 請願理由

私たちは精神障がい者を家族にもつ方々を中心に活動を続けている家族会の会員です。

かねてより、身体障がい・知的障がいの方々と同じ障がい者としての扱いをしていただけるように、との要望を東京都・国に対してお願いをしております。今まで精神障がい者は、障がい者としての位置づけが非常に曖昧なまま、障害福祉サービスから漏れておりました。

その中で30年度からやっと都の制度の「心身障害者医療費助成（マル障）」が一部対象となることになりました。同様のサービスとして「交通運賃割引制度」があります。もとより国鉄時代から引き続いてのサービスではありますが、現在は民間の事業者となつてはいるものの、非常に公共性の高いものです。JRをはじめとした全国の私鉄・船舶・高速道路などがほぼ対象となっております。すでに身体・知的障がい者はサービスの対象となっております。が、精神障がい者は未だ「かやのそと」です。

この度は航空会社のJALグループが30年10月から、ANAグループが31年1月から航空運賃の割引が実施となりました。どちらも私たち家族会の上部団体であります「みんなねっと」からの長年の要望を受けて、2020年を見据え国際的な視点から「障害者差別解消法」による厚労省と国交省との話し合いの中で実現されたもの、と伺っております。

同様の視点から都営交通をのぞく、JRをはじめとした各鉄道会社・高速道路などの各社に対しまして、身体・知的と同じ扱いを精神障がい者にもして下さるように、と私たちは願っております。

精神障がい者の多くは障害年金が主な収入という方が多く、常に金銭的不安にさいなまれています。精神障がい者が自立して地域で生活していくためにはJRなどの交通機関の利用はなくてはならない必要なものです。

以上の観点から、精神障がい者が安心して地域で生活できるためにも、精神障がい者の交通運賃割引制度について国会で審議を行うことを、国に対して要望していただきますようお願いいたします。

## 請願事項

- 1 精神障がい者の交通運賃割引制度について国会審議を行うことを、文京区議会から国に要望してください。